

令和7年 第4回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和 7 年南会津町議会全員協議会会議録目次

6 月 1 3 日（金）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
町有観光施設の今後の方針について	5
南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の 整理に関する条例について	3 8
大雪農業災害特別対策事業について	4 1
町所有公用車のNHK受信料未払いについて	4 6
南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則について	5 5
南会津町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓 令について	5 8
◎閉会の宣告	5 8

令和 7 年 第 4 回 南 会 津 町 議 会 全 員 協 議 会

議 事 日 程

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時 5 0 分開会

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

（１）町有観光施設の今後の方針について

（２）南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例について

（３）大雪農業災害特別対策事業について

（４）町所有公用車のNHK受信料未払いについて

（５）南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

（６）南会津町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について

4 閉会

出席議員（１６名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 野 精 一	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
長谷川 祐 樹	総 務 課 長 補 佐	湯 田 昌 伸	管 財 係 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	佐 藤 隆 士	総 合 政 策 課 主 幹
渡 部 さつき	税 務 課 長	鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長
遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長	橘 昭	農 林 課 長
渡 部 高 志	農 政 係 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿久津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開会 午前 10 時 50 分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

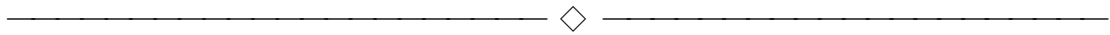
携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和 7 年第 4 回南会津町議会全員協議会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第は、お手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折にもかかわらずお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、4 点についてご説明させていただきます。

まず、1 点目ではありますが、町有観光施設の今後の方針についてであります。

本件につきましては、令和 7 年 1 月の議会全員協議会で方針の素案を説明させていただいた後に、タウンミーティングを開催するとともに、町ホームページでも意見、提案の募集を行ってまいりました。

その後、それらの意見、提案などを踏まえ、関係団体とも協議しながら検討を重ねてまいりましたが、このたび、内容を一部修正した方針として整理いたしましたので、その内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

次に、2 点目ではありますが、南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例についてであります。

現在、公の施設の指定管理期間は最長 5 年間と規定されておりますが、指定管理者においては長期的な営業戦略を立てることが難しく、利益を上げにくいといった側面を有しております。

このことから、来年度に新たな指定管理期間を迎える施設を中心に、指定管理期間の規定を

削除するとともに、近年の原油・物価高騰に対応するため、利用料金の改定などについて、本定例会での条例改正を予定していることから、その改正内容についてご説明をさせていただくものであります。

次に、３点目の大雪農業災害特別対策事業についてであります。この冬の大雪により、農業用施設等の被害を受けられた農業者等に対し、施設の復旧等を支援し、営農継続及び産地維持を図るため、その費用の一部を補助するものであります。補助対象要件等、その概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

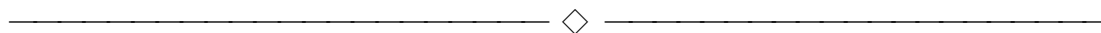
次に、４点目であります。町所有公用車のNHK受信料未払いについてであります。

全国の自治体において、公用車に設置されたテレビ放送を受信できるカーナビのNHK受信料の未払いが報じられております。このことを受け、町が所有している全ての公用車を調査したところ、51件の公用車にカーナビが設置されており、テレビを受信できる状況になっておりましたが、NHKとの受信契約を結んでおらず、受信料が未払いであったことが判明いたしました。一番古いものでは、平成21年9月から未払いとなっており、NHKと協議を行った結果、金額であります。647万4,723円の支払い義務が生じることになりましたので、本定例会の補正予算にテレビ受信料647万5,000円を計上させていただきました。

今後は、カーナビを設置する車両を限定するなどの対応を検討しておりますが、本日は、その発生状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

以上、４項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 町有観光施設の今後の方針についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 総合政策課長の星です。

私から、町有観光施設の今後の方針についてご説明させていただきます。

まず、これまでの経過でございますが、令和7年1月の全員協議会で、町有観光施設の今後の方針の素案について説明をさせていただき、その後、町内で5回のタウンミーティングを実施しました。参加者が延べ354人で、参加者からは多くの意見、提案をいただいたところがございます。さらに、町ホームページで町民の皆様から意見、提案の募集を実施し、169人の方から意見、提案をいただきました。お寄せいただいた意見、提案の内容につきましては、町のホームページに掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

町民の皆様からいただきました提案などと併せて観光団体と協議をしながら検討を重ね、このたび方針として整理いたしました。

それでは、資料1、町有観光施設の今後の方針について説明させていただきますが、本日は要点を説明させていただきます。修正箇所について要点を説明させていただきます。

今回、議員の皆様にご配付させていただきました町有観光施設の今後の方針につきましては、過日実施したタウンミーティングで町民の皆さんに示した方針案から変更した箇所について、赤字で表示しております。

まず、1ページの1、施設の総括であります。町財政負担の軽減をしながら施設を継続していくためには、今後、町は何をするべきかという視点で検討をいたしました。このことについては変更なしであります。その結果、(1)の町有観光施設の基本的な方針といたしましては、全体的に変更をしておりません。

次に、2ページの(2)スキー場の方針については、タウンミーティング時点では、たかつえスキー場は町の観光施設の核として、南郷スキー場は農業振興及び定住促進の拠点として、それぞれ令和13年度以降も継続するとしておりましたが、一方、だいくらスキー場と高畑ス

スキー場は、令和13年度以降、民間主導により運営する方向が見いだせれば、指定管理以外の方法で継続するとしておりました。

方針といたしましては、4スキー場とも施設修繕料等の公費負担を削減しながら継続すると変更しております。

理由といたしましては、町の財政が厳しくなる中、観光施設に投じている町財政負担を軽減し、ほかの施設に振り向ける必要があることから、方針案の時点では、類似施設であり、毎年度、多額の維持修繕費がかかるスキー場を整理するという案を示しましたが、タウンミーティングや意見募集の意見などから、経費削減や収入増加などの取組について、まだまだやれることがあると判断したものです。

具体的な取組案といたしましては、4スキー場共通で2点挙げております。

まず、1点目ではありますが、町、指定管理者、関係団体などを構成員とする組織をつくり、スキー場の振興策等について協議する。

2点目は、規模縮小やリフト廃止による経費削減と、ふるさと納税やクラウドファンディング、料金引上げなどによる財源確保などで、支出削減と収入増加の両面から存続の可能性を探り、その上で、各施設で利益を生み出し、その一部をリフトや施設の修繕費の財源にしたいと、このように考えております。

このように、財政負担を軽減するように方策を考えておりますが、さらに具体的な内容につきましては、今後実施する指定管理者の公募までに整理していくため、2番の指定管理者制度の方針につきましては、特に修正をいたしませんでした。

次に、3ページの3、16の町有観光施設別の方針一覧であります。表の左側の番号で1番から4番のスキー場については、今ほど説明しましたとおり、4スキー場とも施設修繕料等の公費負担を削減しながら継続とし、次期指定管理期間後の令和13年度以降については、降雪量の推移やスキー・スノーボード人口の動向、令和11年度までの運営状況等を総合的に勘案し判断することといたしております。

5番の星の郷ホテルと10番のステーションプラザにつきましては、新たな指定管理者を選定し継続としておりましたが、新たな指定管理者が決まったことから文言を修正し、令和7年度からの新たな指定管理者の運営により継続としております。

最後に、今後の進め方でございますが、今回、配付させていただきました方針につきまして、既に町のお知らせでご承知の議員もいらっしやると思いますが、7月にタウンミーティングを行いまして、町民の皆様へ説明をしながら、観光施設を活用した町の活性化など、町の将来に

ついて町民の皆様と懇談する場を設けてまいりたいと考えております。

タウンミーティングの日程ですが、7月1日火曜日、御蔵入交流館、7月2日水曜日、館岩会館、7月8日火曜日、伊南会館、7月9日水曜日、南郷総合センター、いずれも18時30分、午後6時半からの実施を予定しております。

また、前回のタウンミーティング同様、平日夜は都合がつかず出席できない方もいらっしゃると思いますので、7月12日土曜日になりますが、14時から、午後2時から役場本庁舎3階の正庁において実施してまいります。

タウンミーティングの周知につきましては、既に発行している町のお知らせのほか、登録制のLINE、メールサービス、ホームページで周知をしてまいります。

なお、指定管理者の公募につきましては、9月頃開始することを予定しております。

説明は以上になります。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まず、今回の町有観光施設の今後の方針、改訂版ということで出されたわけなんですけど、特に4つのスキー場について、当初の素案から大きな方針の変更となっていて、住民の声を本当に真摯に受け止められたんだなということと、あと、まだできることがあるというふうにおっしゃって、活用とか成長というところに可能性を持って、総合的にこれから判断していくというふうに述べられている部分について、私は敬意を持って評価したいなというふうに思っています。

ただ、今回のこの方針全体を読んで、果たしてこれでいいのだろうかというふうに思う部分は多々あるんですね。町長が以前、将来に対して禍根を残してはいけないというようなことをおっしゃっていたんですが、この言葉を重く受け止めて、何点かご質問させていただきたいと思うんですが、まず、この方針4ページから7ページに、4つのスキー場の施設別検証がありますけども、方針理由は、タウンミーティングで出された各スキー場のメリットを書き加えて修正してあるわけなんですけど、最後の部分が、このような状況から、スキー場の継続に向け云々と、4スキー場とも同じような文章で締めくくってあるわけなんです。

本当に短期間でこれを仕上げなければならなかった、非常に多忙な中でということも理解するんですけども、修正前というのは、ここにたくさんのデータが載って、いろんな根拠に基づ

いたことがここに記載されていたわけなんです。それに比べると、非常にあっさりしたなという印象なんですね。

これ心配するのは、単なる問題の先送りなんじゃないかというふうな捉え方をされないかというふうに思うんですね。私はそうならないために、ここにもう少し具体的な観光戦略なり、成長戦略なり、個々の施設に対して、もうちょっとこんなところにてこ入れしたいというような部分まで書き込むべきではなかったかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

案として書くことは可能だったというふうに考えております。

ただ、ここに書いてありますとおり、これから官民連携の組織を設置した中で、いろんな提案、議論がされるというふうに考えております。それらを考えますと、ここに案として考えたことが町の案だというふうに、固まってしまった案になってしまうのではないかなというように懸念があったことから、今後、その組織の中で議論していくというようにことで整理したものでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当に聞く姿勢というか、町民の声をしっかり受け止めてという部分は非常に大事だと思うんです。

ただ、やっぱり町として観光戦略を考えているとか、あと、前に私が一般質問の中でもやりましたけども、町の総合計画、それから創生総合戦略、そういったところへの位置づけですとか、つまり、町は、この町全体の観光戦略、こういう中におけるスキー場の今回の4つの方針はこうである、その位置づけですね、これを活用して、これから町はこういった成長戦略を持っていくんだというような、何かこういった見通しを示していただいたほうが、以前のタウンミーティングの中にもありましたけども、町は考えをしっかりとっていないんじゃないですかというような、今度のタウンミーティングの中でもそういった感想が聞かれることがないように、そういった部分は書き加えてあったほうがいいのかというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

確かに観光の戦略というもののの中から、おのこのスキー場の特色を生かした、これからどう考えるべきかというようなことは必要だと思います。

ただ、現在、そのスキー場そのものでこういうふうにしていきますというものが、観光計画というかそういったものがまだ示していないというようなこともありますので、今回この中で観光施設の今後の方針を検討する中では議論はありましたが、今回は先ほど申し述べましたとおり、この方針の中には具体的な案というものは明示しなかったということでございますので、ご理解願います。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 タウンミーティングの中では、そういった部分などもちょっと考慮してやっていていただいたらなというふうに思います。

そこで、もう一つ質問なんですが、タウンミーティングの中で今後予定されるもの、その中で配付される資料というのは、今回この全員協議会で配付されたこの資料、これが参加者にそのまま渡るといふふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

お見込みのとおりです。

また、なお、本日中にこの方針につきましては、ホームページのほうで公表していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 次の別な質問になるんですが、経営改善という部分で、この指定管理者の経営改善という部分で、2 ページのところに、2、指定管理者制度の方針、これがあります。

ここについてちょっと質問したいと思うんですが、(1)の現状と課題というところでは、町指定管理期間が5年と限られていることが、人材確保・育成や設備投資の回収の壁となって、事業者のインセンティブが働きづらい、こういったことが指摘されていて、先ほどの議会の中でも、この期間を撤廃するというようなことが挙げられてきていたわけなんですけども、ここで、指定管理期間の問題のみがここのところでは取り上げられているんですが、果たして課題というのはこれだけなんだろうかというふうに思うんですね。指定管理の期間だけが問題なのか、もうちょっと重要なことがあるんじゃないかなというふうに思うんです。

それは、これも私が一般質問で以前取り上げたことなんですけど、やっぱり指定管理評価、それから、その評価を可視化する、町民に、そういったことが同時に行われなければ、これはやっぱり指定管理者の側からすれば、どうしてもこの指定管理のデメリットとしての収益改善

とか、そういった部分になかなかつながっていかないという問題があると思うんです。

私は、町には、とにかくこの計画の中身を指定管理者制度の中に、やっぱり指定管理評価、可視化、それを書き加えるべきだというふうに思うんですが、この辺については検討されたでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

議員からの質問の中で、ホテルなどの例を出されて質問いただいております。この件につきましては、総務課のほうの評価のほうの担当になろうかと思っておりますので、今、評価に向けた検討はしたいというふうに思っております。

この間いただいた例も非常に参考になる例でございましたし、指定管理者にとっても有効な判断材料だというふうに思っておりますので、その評価については取り入れたいと考えておりますが、今現在、その評価の方法ですとか、どういった部分で評価していくかというのは、ちょっと時間を要するかなというのがありますので、そこは慎重にやらせていただきたいと思っておりますが、いずれ評価を入れる方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 このところは本当に力を入れて検討していただきたいなと思いますし、やっぱり、どうしても行政というと時間がかかるというようなこともよく言われるので、私の希望としては、できれば、先ほども9月から指定管理の募集を考えていきたいということだったんですけれども、次期指定管理期間、令和8年度の開始あたりから同時に開始できるぐらいにはできないかなというふうに思うんです。

全国の自治体には、もう既にスタートしているところもたくさんあって、そういった先進的な事例はたくさんありますので、そういったところを、いいところをどんどん取り入れてやっていけば、そんなに時間が必要かなというふうに思うところもあるんですが、この辺、見通しというか期限というか、その辺については考えていらっしゃいますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

総務課の中でも、優先順位というんですかね、順位をつけながら仕事を進めてきたところでございます。

まずは、条例に関してきちんと整理するというのが優先条件といいますか、6月6日にこれ

を出さないとその後に支障が出るものですから、まずここを優先してきたというところがございます。

その次が、議会からももう一点ありましたが、指定管理の審査委員会の関係の話も出ております。次の段階で審査委員会のメンバーについて、きちんとやっぱり確認する必要があるというふうに思っています。

その後に、指定管理がスタートしてみてもの評価、この部分ということで、少し優先順位を考えながらしてきたところではございますが、議員おただしのおり、できるだけ早めにそういった部分、評価を含む項目はこうですということを出せばというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 では、次の質問に移りたいと思うんですが、表紙なんです、表紙には結構、町有観光施設が抱える課題、それから町の現状、それから住民要求に応えるためにと、財政的ないろんな課題が、読むと本当に切実な、この町が抱える課題というのが表記されているわけなんです。

今回、この表紙を受けて、この町営観光施設の今後の方針を作成しなければならないという、そういう経過があったわけなんです、4つのスキー場の中の半分は廃止というような、かなり厳しい素案として出されてきた。

それに対して、今回は方針の変更で、取りあえず存続というふうになったんですけども、そうすると、この表紙に書いてある物すごい意気込みで、こういった課題を解決しなければならないんだ、町はという部分が、じゃ、どうしていくのというところが非常に見えにくくなったのかなというふうに思うんですね。

私は、拙速な判断をすべきじゃないと言ってきたほうなんで、ちょっとここはあべこべのことを言うようなふうには捉えられていただきたくはないんですが、というのは、これまでのタウンミーティングの中でも意見としてあったのが、観光施設だけの問題ではないんじゃないかというような意見はありましたよね。何で、町の財政を健全化していこう、そういう方針は分かるんだけど、なぜ観光施設だけがターゲットなんですか。

これもたしか一般質問の中であったと思うんですけど、町の財政課題というのは観光施設の整理、廃止、こういったものだけで解決するものではないということなんですよね。こういった課題を今回この方針で、それが浮き彫りにされてきたということはあると思うんです。

やっぱり、このちょっと見えにくくなった課題に対して、どう町は解決していくかという部分に対しては、これは町の財政全体を見通して、それで最適化していくという、そういった計画、それをやっぱりこれから町として力を入れていくんだという、そういうものはどこかに書き加えられてあっていいのではないかなというふうに思うんです。

今回、観光施設でこういうふうにしてやっていくというのは、町の財政部門の課題というのは、もっと町全体で最適化していくものと、そういった見直しを、この町はこれからそちらのほうも力を入れて検討していきますというような部分、それも明言されるべきかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりです。合併した町村につきましては施設が多くて、その維持については、かなり大変な金額を要しているというところがございます。

今回、観光施設になったというのは、観光施設がやっぱり維持していくために一番お金がかかるということで、観光施設が1つの例として挙がっているわけなんですけど、そのほかに、公共施設等総合管理計画ということで、その計画の中で削減していきましょうというような全体の計画を持っておりますので、改めて、ここにはこのような形で整理をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、最後にちょっと要望なんですけど、今回、私もこの方針に対して読み込む中で、町有観光施設評価結果報告書、中小企業診断による、あれがベースになって、今回のこの方針に至っているわけなんですけども、それが町のホームページから削除されていたという、閲覧できなくなっていたということがあったんですが、ファイルサイズが大きくて削除したという説明だったんですけども、これはせめてタウンミーティング、町民の方々がやっぱりこれから意見を述べる上でも必要な重要な資料かなというふうに思いますので、これはまだしばらくは閲覧可能にして、できれば、本当に容量の問題でサーバーがパンクしそうだったら別ですけども、これはまだ非常に重要な問題ですので、そのまま閲覧可能にしておくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

私のほうも今その辺を整理して、どういうふうに載せていくかということも含めて、今までですと一括として載せてありましたが、今度は施設別に載せるとか、そういった工夫を考慮しながら掲載してまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私が最初に言ったように、これからのタウンミーティングの中で、今回のこの方針を出されて、先送りじゃないかというふうに町民が思うことがないように、ぜひ、町の観光施設を活用したこれからのビジョンというのを明らかにしながら進めていっていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○山内 政議長 ほかに質問ございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 本当に町民の方は、廃止というようなことから継続ということになりまして、非常に安心されたのかなというふうに思います。

それで、2ページのスキー場の方針の(2)のスキー場の方針の1のところではありますが、町、指定管理者、関係団体等で組織をつくると、それで協議をしていくというような説明でありますけども、具体的に組織は、指定管理者の関係もここにあると思います。次期の組織はいつ、一つ一つですかね、組織はいつ頃になるのか、それをまずお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

既に組織されているものとしたしまして、南郷スキー場についてはもう立ち上がっておりますし、だいくらスキー場については間もなくということでございます。あと、たかつえスキー場、高畑スキー場につきましては、今現在調整中でありますので、年度内に組織して、早ければ来年度の予算へ反映させるような、そういう取組になればなというふうには考えております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 内容は分かりましたが、各スキー場がそれぞれ予定をしていると。それで、統合するといいますか、それらをまとめる組織というものは、今回はそこまでは考えてはいないんですか。それぞれ個別ということよろしいんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

それぞれのスキー場の地域において地域性があると思いますので、その事務局的役割だと

いうふうに思いますが、そこにつきましては、それぞれのスキー場の主管課で、組織立ち上げのときに協議していただきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4 スキー場の運営に際して、それぞれ立ち上げるということとはご理解いただいたと思うんですが、それを束ねた形での組織が必要かというおただしかなと思います。

それについては、それぞれのスキー場の今後の運営の在り方をやっていくというようなところに傾注しますので、束ねた組織を新たに作るということは、今現在、私としては考えておりませんでした。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 内容的にはスキー場ごとということではありますが、まず、戻りまして、町、指定管理者、関係団体等の構成員ということになりますが、町として非常にこれは重要な課題ということで私は見ておりまして、前々から非常に専門部署をつくって、それで協議してはどうかというような、町の体制なんです、まず町の体制がしっかりしないと、各スキー場ごとにそれぞれつくったとしても、中心となる町がはっきりした姿勢を示さないと、それぞれいいものがないという考えでおりますが、そうしますと、町自体の体制、町自体のそれに重要な課題に対する組織を、この前も一般質問をしておりますが、専門部署というようなことで、それはできないというような考えで返答がありましたけども、プロジェクト、また成果委員会ですかね、そういうような内容が、組織がこういうふうに、専門政策調整会議というのがここにあるわけではありますが、それらを基に町で、本町で練っておるということで、それぞれのスキー場に受けてもらうというような、それぞれでなくて、こちらからこういうふうに関係する方々の方針を示していくとか、そういう体制が必要でないかなと。そうでないと、今までと同じになりますので、その辺は町長、どうか伺いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 専門部署の設置については、これまでもご質問いただいておりますけども、一時的なもの、それから長期にわたるもの、いろんなパターンがありますし、横軸の連携の中でプロジェクトチームだったり、または、今回のケースですと、政策調整会議という中で全体の調整をしてきたというものでございます。

スキー場の問題に限って専門的な部署を新たに設けるということは、今現在、私としては考えていないところであります。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ひとつ、この流れの中で、ぜひ真剣に慎重にこれからやらなくちゃいけないと思います。大事なことです。今現在はそんな考えでおるとは思いますが、ひとつ、流れの中で、そういう組織、町の体制づくりが大事なかなというふうに思います。

あと、今、一部つくっているということで、組織の団体の構成、関係団体の構成メンバーなんですが、どんなようなメンバーになっているかお願いしたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

南郷スキー場関係につきましては、令和元年度から、南郷スキー場振興協議会という名称で立ち上げを行っております。

構成団体については、南郷地域協議会や商工会南郷支所、観光物産協会南郷支局、南郷地区体育協会、南郷スキークラブ、南郷スキー学校、南郷ジュニアレーシングスポーツ少年団、南郷スキー愛好会、南郷トマト生産組合、今はもうありませんけれども、南会津高校の同窓会等、計13団体について構成になってございます。

なお、今後この構成については、再度見直しをかけていく予定でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 組織の構成メンバーは分かりましたが、何を目的に、どのような方法でやろうとしているんですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 答えいたします。

令和元年度当時につきましては、当時、南郷スキー場、マックアースリゾートさんが撤退されたということで、地域を挙げて、南郷スキー場への誘客促進とスキー場の継続経営が図れることを支援するために設置をしております。

ちなみに、事務局については、南郷総合支所振興課の企画観光係としてございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 非常に何回もタウンミーティングをしたり何だりして、町民の声も聞いているわけですが、ひとつ組織を立派なものにして町民の理解が得られるように、ひとつお願いしたいなと思います。

あと一点だけ、もう一つですが、2ページのところに、指定管理者の関係で13年度までというようなことで書いてあるわけですが、その辺までの、1ページの中に⑦では、毎年度の運

営状況を注視しということであるんですが、これは13年度の前であってもこれらの対象になってくるといって見てよろしいんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

次期指定管理期間、本年度、指定管理者を公募しますが、その新しい指定管理、令和8年度からはそのような取組を進めていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 新たな指定管理が決まって、その運営団体がもう駄目ですというようなお話をすれば、こういうような結論に至ることもあり得るかなという書き方ということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、13年まではそれぞれ、今、町長からの話のとおり、企業としては降りたいということであれば、13年まではその状況、判断の材料になるということを見てよろしいんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 資料の3ページ目に、各スキー場のところを明記しておりますが、施設修繕料等の公費負担を削減しながら継続という大前提を書きました。

あわせて、次期指定管理、つまり、指定管理期間の5年という話がありましたが、スキー場については、今回はやっぱり5年で進めるべきだというふうに私は思っております。

そうしますと、その5年後のことについては、11年頃からやっぱり今後どうするんだという話をしていけないといけないし、町とそれから指定管理者と住民の皆さんの集まった団体の中で、今後、頑張ったけれども、さらにできるかできないかという判断はいずれかなくてはならない。そういうところで、この米印のところを入れたということでございます。

町としても精いっぱいやってまいりますが、結果として、将来とも全ての施設を全て町が負担してというのはやはり厳しいところがあるので、一定の判断を下さざるを得ない時期があるというふうに認識しております。頑張った結果、4つのスキー場が継続されるというのが一番望ましい結果だというふうに私は思っております。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質問等ございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、私もまず1点目の質問としては、スキー場とも大前提という
ような形で、施設修繕料等の公費負担を削減しながら継続するということで4スキー場が出た
と思うんですが、じゃ、これが正解でないことを祈っていますが、それぞれのスキー場によっ
て大分リフトの損傷が激しくなっていたりして、大分そっちのほうの維持管理経費というのが
かかってくるのではないかなというような話をちょっと聞いています。

ただ、それが正式なルートで、ルートかどうかというのは、ちょっと私も聞いているという
話だけなものですから、まず、一応修繕料等は毎年どの程度を考えているのか、一定の見込み
というのは持ちながらやっているのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今回配付させていただきました今後の方針の18ページをご覧くださいと思いますが、
修繕等経費に要する実績及び将来見込みということで、令和10年度までですが、これからの
見込みは上げさせていただいております。

ただ、ここには、新たに圧雪車を購入するというような計画は見込んでおりませんので、単
純に修繕に要する経費というふうに見ていただければと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうすると、この修繕費が小計でなくて、過去の令和元年度から、
私は、これが今かかっている最低の線として捉えられているのか、本当にどうなのかというか、
結構もうリフトが大分損傷していると、そして、大分さびなんかも入っているというような話
を聞くんです。

そういった中で、そういうのが町としてどの程度つかんでいるのか、ちょっとそういうのを
ちゃんと出していかないと、本当にこれ大変な形に、やっていくよ、やっていくよと町長の判
断でああいう認識上、13年度まで廃止をせざるを得ないんだという背景があって、そして、
それをやってきて、じゃ、今回4スキー場を残すんだというような方向性を出したわけですが、
本当に大丈夫なのかどうか。

だから、そういうところをちゃんと言葉だけじゃなくこういった、例えば修繕料等はこの程
度、今の中でかかっているけど、このくらい今後5年間はかかるよとか、少なくとも5年間程
度の見通しというのは出していくべきではないんでしょうかね。それについて、執行部がどう
いうふうに考えているかお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

まず、修繕として、安全を確保するための修繕は必要だろうというふうに考えてございます。その上で、やはり収入アップというのも一般財源を削減するための方策だというふうに考えております。

このことから、今回、条例改正の中で利用料金の改正をさせていただきます。さらには、今後の指定管理者の公募に当たりまして、今現在は収益が出て各会社のそのままの収入になってしまうんですが、納付金制度というのを今回新たに取り入れながら、もうかった分の何割とか幾らとか、そういった形で町に納付をしていただいて、一般財源の削減に努めていきたいというふうに考えているところではございます。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応それらについて、今言ったように課長のほうから答弁があったわけですが、一応もうけた分については返してもらうよというような話なんですけど、本当にそういうのが可能だというような認識の中で打合せはされているというふうに私らは認識してよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

今年度まで今現在の管理者の方と契約がございまして、その募集の段階でそういったことを明記しておりませんでしたので、今の管理者の方にそれを求めるというのは、ちょっと今の時点では違うというふうに判断しておりますので、来年度からの募集の中の仕様書の中にそういった文を明記をさせていただきまして、収益については何%なのか、金額なのかはちょっとこの後ではありますが、そういった提言を受けて、その内容についても踏まえて指定管理者を決めていく、そういったことを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今回の町有観光施設の今後の方針、やっぱりこういうような形で、本当に短時間の中で……

○山内 政議長 15番、マイクをちょっと寄せてください。

○15番 渡部訓正議員 短時間の中でこれだけの方針をこれだけ整理をされたというのが、本当に敬意を表すわけですが、一応本当にその裏づけがあってここまで話が進んでいるのか。それとも、事務局サイドでやっぱり自分らとしてはこういうふうに考えていますよというよう

な、やっぱり相手があって初めてこういうものはちゃんと検討されて出されるべきではないのかなと。それらについてはどうなのでしょう。検討はもうちゃんと十分に、そういう指定管理者との了解の中で一定程度、今回は今年度いっぱいまでの指定管理期間ですけど、一応それらについては一定程度、指定管理者には入っているのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これから指定管理者の公募ですので、今の指定管理者に、次期指定管理についてはこういうふうにしますが、いかがですかというようなお話は、今ではさせていただいておりません。

ほか、今、総務課長のほうからありましたとおり、例えば仕様書のほうでそれを明記した場合に、上がってきた提案の中にそのことについての提案がある場合については、話を進めていくことになると思いますし、例えばそれがあぁなって、そこは町がもう全額出してほしいというふうになるような提案であれば、そこについては評点として、本当にその会社を指定管理者として選定していいのかというような、町のこの方針に合っていないんじゃないかというような、そういう視点で見ることになるかと思います。

その上で、その項目が上がったからこそ、指定管理者が手を挙げなかったということもあるかもしれません。その辺については、再公募をする際の検討材料というふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうしますと、今回、町が出しています町有観光施設の今後の方針というのは、基本的に今、町が考えているこの施設4スキー場とも、例えば2ページに、4スキー場とも施設修繕料等の公費負担を削減しながら一応継続するというようなことで、今まで町が、今これまで5年、現時点で考えられるのは、7年も含めて遡って5年間の中での修繕費というのが出てきますでしょうから、それらを公費負担を削減しながらというような言葉だと、そういう意味合いをちゃんと今度は指定管理公募に当たって、そういうのをちゃんと出していくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

細かな仕様書はこれからですが、きちんとこういったものを大きな方針に基づいて仕様書も作成しなければならないというふうに思っておりますので、そういったところは明記していきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、このところは一番の悩ましいところなんですよ。私も今回これを出そうかどうかというのはちょっと悩みながらも、ただ、やっぱりこういうふうに出た以上は、そういうものをちゃんと踏まえて、それでも頑張ってみるというような形に一応持っていかれるのは。

やっぱり、そういう中でのスキー場の本当に継続というのが可能じゃないかというようなことで、やっぱり町執行部のほうも、そういうところをちゃんと強く、今までこうやってやってきたにもかかわらず、なかなかそれがちょっと賛同が得られないというような形で、やっぱり検討していくということが必要だと思うんですけど、それらについてどうですかね、やっぱりそういうようなことをちゃんと踏まえて、一応今後進めていくというような考え方でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、今回の方針見直しの中では、公費削減を図りながら継続というふうにしました。やっぱり、それぞれどこが節減できるのかという視点が大切でしょうし、これは町だけでなくて運営している人たち、それから、そこを使っている、グラウンドを使っている人たちの視点での考え方もあるかと思います。

そういう中で、減らせる部分を減らしつつ、一方では、やっぱり誘客を図って収入を得るという発想がないと駄目だと思うんですね。そこも指定管理者に任せるだけではなくて、町も一緒になって住民の皆さんの意見を取り汲んだ誘客を進めて、収入も上げます、それから、支出のほうも削減できることは削減していきますというような方針というふうに受け取っていただきたいと思います。

具体的にはまだ詰め切っていないところがありますので、指定管理の次の選定に向けて仕様書に盛り込むなど、そこについてはしっかり手だてをしながら動いていきたいと、このように思っております。

短期間でまとめた内容でございますので、議員ご指摘のように、不備な点があるというようなご意見については受け止めたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、これからタウンミーティングの中でも、やっぱりこういう方針が出されて、そして、町としても厳しい中、自由に施設修繕料等、もうそんなの幾ら見ても

大丈夫なんだなというような形じゃなく、やっぱり一定程度、今かかっている施設修繕費がこれだけ現実的にはかかっています、そして、施設もリフトにしろ、あとグレンデにしろ、それらの修繕費等が結構必要になってきますということもやっぱり出していかないと、町民からすれば、やっぱり一方しか入っていきませんよ。私らも、この施設修繕料等の公費負担の削減というのが出てこなければ、あれ、本当に今大丈夫なのかなというような不安も実際のところあります。

だから、やっぱりそういうところをちゃんと出しながら、そして、今こういう厳しい中なんだよということもちゃんと言いながらやっていくべきではないかというふうに思いますけど、ぜひ、そのこのところをそんなふうに考えているんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 では、スキー場の管轄課としてお答えさせていただきたいと思います。

先ほども別の議員から、問題の先送りではないかというようなご質問をいただきましたが、我々としては、今回のこの計画の中にまでは盛り込むことができなかったんですが、お手元の資料の18ページに、修繕費の今後の見込み等が掲載されてございます。4スキー場を存続するに当たりまして、一方で、この修繕費をこのままにして存続させるということではなくて、やはり一定の目安、基準が必要だというふうに思っております。

現在、町では、この計画の中には盛り込めなかったんですが、この修繕費を令和12年度までに1,800万に縮小していきたいというふうに思っております。1スキー場1,800万、公費支出を1,800万に抑えていきたいというふうに思っております。

こちら18ページの中には、たかつえスキー場、だいくらスキー場、南郷スキー場、高畑スキー場の4スキー場それぞれ、例えば令和7年度ですと、たかつえが5,600万、以下3,000万、2,800万という数字がございしますが、これは今回計画策定に当たってのつかんだ数字をここに掲載されてございますが、この計画を、この金額を再度精査した上で、さらには、先ほど申し上げました公費の支出額を1,800万に令和12年度までに持っていきたいというふうに思っております。

これまで議論されておりますとおり、来年度から新たな指定管理者を受け入れて、5年間の新たな経営、運営が行われます。その間を、まず今回の計画の前提であります公費負担を削減していくというところをしっかりと守るためにも、この5年間の公費負担正常化期間というような形で位置づけまして、5年間を使いながら1,800万の修繕費に抑えていく。

さらには、そこに向かひましては、町だけの努力ではなくて、やはり指定管理者の努力、さらにはここに、今回だいくらスキー場ですと、つなぐ会をはじめとした町民の皆さんのいろんなアイデア等もごございますので、そういったアイデア、さらには力をいただきながら収益を改善する、そういった収益を改善する力をいただきながら、町の修繕費を1,800万に抑えていくというような取組をしていきたいというふうに思っております。

したがいまして、今後、目標は先送りすることではなくて、廃止と出しておりました令和13年度、それ以降も存続するためにも、1,800万の修繕費を抑えるというような目標を持っております。

以上です。

○15番 渡部訓正議員 了解。分かりました。

○山内 政議長 間もなく正午となりますが、この後、質問等を予定されている方は挙手をお願いします。

〔「1時間後にしたほうがいいの」と言う者あり〕

○山内 政議長 数人おりますので、ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、2番、芳賀正義君より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 議題3番、議題の(1)の件であります、2ページの中で、私の質問の中で、次期指定管理期間を13年度までということで申し上げましたが、12年度まででしたので、訂正し、おわび申し上げます。

○山内 政議長 ただいまの2番、芳賀正義君説明のとおり、ご了承願います。

それでは、(1)町有観光施設の今後の方針についての質疑を再開します。

質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 ただいま議題になっておりますのは、観光施設ということで今、議題になっておりますが、当時の市町村の首長は、地域産業を重点としてこのような施設を造って、そして、若者の地元への定着、それからその地域の産業を興すために、時の首長は頑張っ
て今まできたと、こういうことだと私は思っております。そして今、合併をいたしまして、これは今観光の話をしていますが、公の施設であり、観光施設であり、これから同じようなものが議題にのっていくんだらうと、このように推理しますが、私からの質問は、3ページの2番と11番に関して質問していきたいと思います。

1つは、このだいくらスキー場の施設をどのような位置づけでやっていくのかということで、これを本当の観光施設だけにするのか、それとも教育的な施設にするのか、その論点によっては、多少ちょっと変わってくるのかなと私は思っているんですが、その辺の位置づけはどのようなになっているかお伺いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

2つあると思います。これは、観光施設とそれから教育的な施設と2つあると思います。

まず、大きい視点で言えば、観光施設としての自立的な運営ということでしょうし、それから、子供たち、幼稚園の方、それから小学校、中学校、高校までの教育的なスポーツ振興の施設でもあるというふうに思っております。片方、どちらかに絞るということではなくて、両側面併せ持った施設として、町としてはしっかり運用していくということに尽きるかと考えております。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 1点として、このスキー場運営に当たっては、今のところ私が思うには、一次セクターで運営しているという感じで受け取っています。先ほどからの答弁ですと、官と民と今度はやっていくんですよという言い方に聞こえております。そうすると、それは第三セクターになるのかどうなのか、それを伺いたいと思いますが、どうですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、これまでどおり第三セクターでの経営となります。ご承知のとおり、町が出資した法人がこちらの施設を運営しておりますので、第三セクターが経営する施設、第一セクターでも第二セクターでもない、町が出資した形態、第三セクターによる施設運営でございまして、現在は第三セクターによる運営、それを今後、収益の見直し、いろいろアイ

デア出しをするに当たって、その部分をつなぐ会をはじめ町民の皆さんのアイデア、意見をいただきながら、新しい運営の仕方を模索していく内容でございます。

以上です。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 この経営母体というのは、やっぱり第二セクターも1つはあるのではないかなと思うんです。例えば、このほど、皆さん町民がこのほど興味を持って嘆願書を出したりアンケートを取ったりして、残してくださいという意向で、町もそれではと、その熱意を買ってこのような形にしたのかなと思いますが、1つ、町としては、第三セクター、第一セクターから除いて第二セクターで、元気のある企業を皆さん集めていただいて、そして、その会社をやんだらば、この論点は皆さんと私ちょっと違いますが、そういうふうにすれば、どのくらいの資本金があつたらその会社は運営できるのか、計算したことありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 そういう視点での検討は行ってございません。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 いや、これは、町がこの方法で大変だという状態に来ているわけですから、そうであれば、先ほど町長の答弁でもありましたように、第三セクターでやってみて、できなかつたら駄目ですよという言い方もあつたと思いますが、できればここでちょっと踏み入れて、町で頑張ってもらって、その企業を集めて1つの組織をつくってもらって、その方向でやっていけば、町が関与しなくてもできるのではないかと。できれば第二セクターの部分で、町が優良企業を集めて物事をやっていく、これも1つの手だと思うんで、考えていただきたい。

例えば、この白河からもスキー教室に来ていた、下郷町も来ていた。そうであれば、そういう観光施設の中における教育施設をひとつ広げて、そういう地元の企業から集まってもらって、子供の教育というものに力を入れる、これを南会津町が発信するという考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

それも含めまして、今年度に予定をしております指定管理者の公募の中で検討していくことなのかなというふうに思っております。

現在は、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、町が出資しているいわゆる第三セクターが指定管理者に選ばれて、施設の経営を行っております。議員おただしのよう、今後の公募の中で準民間企業が手を上げるかもしれません。また、場合によっては、どこも挙げない場

合、過去に直営でやっていたように、振興公社がやっていた時代もあるんですけれども、そういったいわゆる第一セクターでやらざるを得ない、直営でやらざるを得ない状況になるかもしれませんけれども、いずれにしても、今後の公募につきましては、こういった企業が手を挙げるか、まずそこを見極めた上で、その先は検討するようになるのかなというふうに思っています。

ただ一方で、議員がおっしゃられるように、現在のだいくらスキー場に関連する質問でございますので、そこに関してお答えいたしますと、議員おたしのとおり、幅広い利用をさせていただきます。いわゆる教育施設的なように、ここの計画に盛り込まれているように、町内の保育所、小・中学校、さらには県外の小・中学校の利用もさせていただきますので、そういった部分は今後も生かしながら、これは経営改善にもつながりますので、しっかりと受け入れた中で、だいくらスキー場の再建を図っていくべきなのかなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 今、答弁した課長のことは分かりますが、今、子供に対する教育、子育て支援、そういうことに対する国の力の入れ方がちょっと変わってきている時代でしょう。そうであれば、子育ての支援のために、やっぱり国からの補助金とかそういうものもいろいろかみ合わせながら、そして、できるだけ町は意見を求められたらどうするとか、そういう顧問的な立場でいるとか、そういうふうにして、町は1回関わりを除くような形を私は希望として持っておりますので、その辺もひとつ考えてみていただきたいと思います。

大工場は白河にもあるわけだから、子育て支援ということに対する企業からの募集を受けて、そうしたらば、その会社はこれだけの資本金があればできますよという形をつくれば、何とか地元の企業も薄く参加する、そういうことができるんじゃないかと私は思いますので、それは私のお願いとして、この質疑はこれで終わりますけれども、続きまして、11番の話に移りたいと思います。

実はこれ防犯的な問題で、昨年、我が町にも強盗があり、そういう事件が起きました。この憩の家は、たった1人の女性が働いております。その中で、昨年、不審者が滝原地区を徘徊している、酒を飲みながら歩いていると、それで住民から警察のほうに通報があり、その人間の特定もできましたが、その人間がしまいにはストーカー的なことを、行為もあつたりしましたが、そこで働いている女性は、そこで被害届は出していません。それが何でかということ、地元の人の関係もあつて、その地元の人が、あそこ滝原には商店がないもので、あそこへ買物に来

るんですね。そんなこともあって遠慮して、そういう話はしなかった。だけど、警察としては人員の配置転換を、そこに行って、警察としては事件が起きてからでは大変だから、それをしてくださいよということを会社へ行ってお願いしたそうです。それをいまだかつてやってなくて、そのまままだ1人で働いています。

そういう中で、私も防犯の関係で何回かその後巡回に行っていますが、そこで町として、会社はなかなか経営の方法だから口も出せないかも分からないですが、そういう事案があったことは町で把握しているのかどうかお伺いします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

昨年度も同様の相談が寄せられてございます。今年度も同様の相談が寄せられまして、こちらでも現状の把握はしているところでございます。関係職員にも情報を聞き取った上で、会社を通じていろいろな対応を検討しているところでございますが、何せ人事に関するところでございます。さらには、これ以上この場で申し上げますと個人情報にも触れてしまうので、これ以上申し上げることはございませんが、なおそういったご心配があったということで、その情報を受け止めて、今後の改善策は会社と協議させていただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 事件が起きてからでは、後でどう言おうが、それは言い訳にしか過ぎないということであります。これは人の命がかかっている話でございますから、その辺はアドバイスのにも強く指導していくべきものであると私は感じます。

それで、私もあそこ現場へ行っているいろいろ話を聞いておりましたらば、あそこの指定管理者をやりたいという会社がいるという話を耳にしました。それは、今後、そういう人が係に来たか来なかったかはまだ分かってはおりませんが、もし来たらば一考する考えはあるかどうか伺います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 この施設も公募を予定しておりますので、企画書を出していただいて、運営に十分資する会社であれば、そのまな板に載って、複数の応募があれば審査の上決定すると、単一であれば、受託に耐える中身があるかどうかという審査になるかと思うんです。可能性はあります。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 そういう情報が上がっていながら、今までやっぱりそういう状態にしておくということ自体は、働いている人に対する不安もあるし、また、そこに対するやっぱり怯えも出てくるし、1つはそういう1人だけで置けること自体がいいのかどうか分かりませんが、あそこの施設においては、1つとしては、利用客が利用する割合においては、トイレトペーパーがなくなって、それが何年も前からそれがなくなっていた。それに気がついていろいろ話をしていたら、その人も被害届を出していないので、警察の対応としては、犯人は分かって、注意だけで済んだという意向もありますので、やっぱりそういうものもいろいろ情報を集めながら、ひとつ今後の対応に当たっていただきたいと思います。

これで終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 非常に重要なお話をいただいたかと思います。私も株主として、新たな、経営者は代わりましたけども、その皆さんに今の事例をお伝えをしたいと思います。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 私からは、まず、スキー場以外の施設について、何点か方向性について質問をさせていただきます。

まず、1ページです。町有観光施設の基本的な方針の③番、収益性は見込めないものの、地域住民への福祉・子育て・教育等で効果が期待できる施設は、目的、機能を再定義するなど、その後ですね、観光施設の位置づけから除外するということが記載されております。

今回の観光施設の中で、まずは館岩の広域観光案内所、こちらは令和8年3月をもって閉鎖。②の最後の部分ですね、地域住民の生活の利便性の向上につながる施設として再活用を図るところを見ますと、おのずと観光施設からは外れてくるのかなというふうには読み取れるんですが、この館岩の広域観光案内所に関して、その後について、今、現時点でどのような構想があるか、その点についてお聞きいたします。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

館岩広域観光案内所につきましては、ここ数年、利用客の減少があります。この14ページをご覧くださいとおりで、利用客数が年々減っておりまして、そこに入っている指定管理者のほうも、観光物産品の売上げ等も減少しておりまして、会社としましては、あまりうまみのない施設になっておりました。そういったところもありまして、この観光案内所としての機能

も含めて検討した結果、今回このような方針になりました。

そして、現段階でのその後の活用については、今、館岩地域にJ Aの館岩支所がございす。そちらのほうが老朽化しているというところで、そちらが入ってくるかどうか、使えるかどうかについてJ Aと協議をしている段階でございす。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、J Aの話が出ましたが、そうすると、必然と観光施設の位置づけから外れるということではよろしいか、再度確認です。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 議員おただしのとおり、観光施設の位置づけからは外れるということになります。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 館岩の観光案内所については承知いたしました。

もう一つ、憩の家、先ほども話に出ましたが、ここも尾瀬行きのバスの発着地点の変更に伴い、観光利用がかなり減って、売上げも減ってということで、売店の縮小と食堂の閉鎖ということになったわけですが、こちらはまだその上で観光施設として継続していく方針なのか、それとも、やはり別な地域の方たちに利用されるような別な在り方で検討されるのか、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現段階では、現在の機能のまま、観光施設のままと考えておりますが、場合によっては、そういった例えば地域の方々の憩いの場にするとか、そういった選択肢もあるのかなというふうには思っております。

繰り返しになりますが、現時点では現状維持というふうと考えてございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 憩の家について承知しました。

その下、山村道場についてお伺いいたします。

山村道場につきましては、本文に記載あるように、1,200から1,500万公費を支出しているわけですが、赤字を続けている状況となっております。そんな中で、町の方針としましては、公費負担を削減しながら一旦は継続とするが、一応、令和11年度までの運営状況により判断

と、そういう消極的な内容の記載がございます。

明日、大宴会、地元で企画しているイベント等もございます。その点も踏まえまして、この施設、このままの計画ですと、結局何もやらずにこのままずるずるといくような感じに受け止めてしまうんですが、そのあたり、指定管理を含め、どのような方向性で、また新たな人にやってもらうような方針で指定管理の仕様書を作っていくですとか、そのあたりについてのお話をお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まずは、現時点で令和11年というような期限もございますが、基本的には、この施設が活用されながら今後も継続させていくということを我々の課としては考えてございます。

したがって、まず、12ページの山村道場のことが書かれておりますけども、赤字で今回修正入っておりますが、単に観光施設ということではなくて、近くに資料館があったりとか体験する場所がある、さらには、議員おただしの町民の手作りのイベントが、大宴会というものもまた復活して、町民に活用されるというような活動がまた再開されますので、そういった可能性をしっかりと受け止めながら、今後予定されています指定管理の公募の中で、できればそういった企画、さらには施設を有効活用するようなアイデアを持った指定管理の公募、申請が行われることを町としては期待しているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて、私のほうからもお答え申し上げます。

今回、方針の方向を少し書きぶり変えました。やはり魅力ある施設ですし、場所ですし、また、活用の可能性があるというような、そういうご意見が多数ありましたので、指定管理による継続というふうにしました。しかしながら、公費をいつまでも多額のやつを出し続けるということではなくて、公費節減に努めながら。

具体的に可能性があるのかというところに尽きるのかと思いますけども、現在、まだはっきり申し上げられませんが、水面下でそういうふうな打診が入ってきております。これも公募の中で、素晴らしい企画であれば、そういった事業者の方に運営をしていただくというような方向性はあるというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、町長のほうからも、水面下での動きもあるということでしたので、私も何度も訪れて、とても可能性まだまだある施設だと思っておりますので、スキー場ほどそ

こに民間の組織と連携してというところまでいかなくとも、やはり民間で活用したい方たちの意見も踏まえながら、どういった方法が一番地域にとって、そして町民にとって、利用される方がいいのかという方向を探って行っていただきたいと思います。

次に、スキー場について幾つか質問させていただきます。

午前中の中で、商工観光課長のほうから、スキー場に関して最終的には1スキー場当たり1,800万までの公費支出に抑えたいという話がありましたが、その1,800万という具体的な数字の根拠と、あと各スキー場、規模がそれぞれかなり違って来るわけなんです、そこを一律1,800万というのはどうなんだろうというところを率直に思いましたので、その点について伺います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

令和4年度から令和6年度までの3か年で、4つのスキー場修繕費が約3億4,300万ということになっています。この方針に示させて、18ページに示させていただいております令和4年度、5年度につきましては、圧雪車の購入も含んでおりますので、圧雪車の購入を除いたもので積算しますと、3か年で4施設、合計3億4,300万ということでございます。それらの単年度の平均といたしますと約1億1,400万円で、これを仮に4スキー場平均で出すと2,800万ということになります。これの1,000万を除けば、4つなので4,000万が削減できるということになります。

じゃ、その4,000万をどこに振り向けるのかというような考えもありますが、試算していく中で、例えば給食費の補助金を今3分の1やっています。全体事業費として約1,600万円、それを全額出せば、3倍です。4,800万円です。4,800万からその1,600万の差が大体3,200万円になります。その浮いた4,000万の一部3,000万を給食費のほうに振れるのではないかなというような考えもありまして、そういった全体で4,000万の部分を別の事業に振り向けていきたいというふうな考えから、今現在1施設2,800万を投じているものを、1,800万というふうな試算をしたところであります。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 補足でご説明させていただきますが、議員おただしの4スキー場の規模の大小によって一律でいいのかというご質問もあったかと思うんですが、現時点では、施設の大小、索道の数も違いますし規模も違います。もちろん売上げ等それぞれのスキー場の決算の中の収益も違いますが、町といたしましては、一律に令和12年までに1,800万の公費支出

に持っていくというような計画でございます。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 数値の根拠については理解いたしました。

確かに規模に応じて一律でいいのかと疑問に思ったところに関しては、各スキー場とももちろん話合いをした上で、その数値でやっていけるのかどうかとか、そのあたりまで詰めていかないと、なかなか現実的にはなっていないのかなと思うんですが、そういった意味で言えば、統一されるべきところはもっとほかにあるんじゃないかというところも感じます。

例えば、指標を各 4 スキー場を設定していく上で、入り込みの数を計算する、そもそもそこが各スキー場で統一されていないという、これまでの答弁の中にもありましたが、まずそういったところも改善の余地が、今後比較していく上でも、統一されたものじゃないところを検討するの自体がどうなんだろうという話になってしまうので、ぜひ、スキー場の入場客、お客さんの数え方、そういったものは統一すべきだろうと感じております。その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

当然そういったことも、これまで質問の中でもお受けいただきましたが、現在、ご承知かと思うんですが、4 スキー場協議会というのを毎月行っております。その中で、そういったご意見があることを今後その会議の中で出させていただいて、なるべくどのスキー場も同じ計算式で出すような方法は考えていきたいというふうに思っております。

現在、議員おただしのとおり、それぞれのカウントの仕方が違うんですが、我々としては、売上げ自体は入り込みのカウントにかかわらず、売上げ、さらには収益というのはそのものの数字が出ておりますので、そこをきっちり抑えた上で、かつ、入り込みについては整理はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 了解いたしました。

スキー場に関してもう一点、2 ページのそこから質問いたします。

今回訂正となった赤字の中段過ぎたあたりですね、リフトや圧雪車など施設の維持のために最低限必要な経費は負担するが、新たな投資は原則行わないということで、新たな投資には、先ほど総合政策課長のほうでも、新しい圧雪車の購入とかは行わないというような答弁で理解

いたしました。

ただ、普通の事業に関して、新たな投資をしないで新たな収入を見込めるかというところが非常に疑問に思います。ただ、ここに、原則行わない、そういう記載にしたところには、例外としてどのようなことを想定されていますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

やはりゲレンデの整備に必要な圧雪車の購入というものが想定できるのかなというふうに考えております。さらに、私の説明でもありましたとおり、利益の出た場合の町への納入というようなこともありますので、それらを含めて、例えば新しい機械の更新であったり、修繕も含めてですが、これを行うことによってもっと収益が上がる、あるいは維持できる、これをしないと維持できないという場合があるかと思います。そういったところは、1,800万ではありますが、そこを超える分については、一生懸命頑張って、官民連携でアイデアを出し合って頑張って利益を出して、町へその分を納入するのでやりましょうというようなことにもなるであろうというふうな想定もしているところでございますので、ここで明記しているのは原則行わないというふうにしておりますが、原則ですので、そこはご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今の答弁に対する確認なんですけど、スキー場側がつなぐ会ですとかそういったところと連携をして、魅力的な、こういったことをやれば、このぐらいのお客さんがさらに呼べるんじゃないかとか、そういったちゃんと数字を伴った具体的な提案、そういったものとかがあった場合には、先ほど答弁にもありましたように、その利益もちゃんと町に還元するとか、そういった方法であれば、ある程度の支出も考えてはいるというようなところでよろしいですね。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

お見込みのとおりです。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 私からは、今回の改定版で、午前中の部で5番議員からも質問があったのと大体同等の質問をさせていただきたいんですが、まず、私がこの改定版を見た感想を申し上げますと、町が抱える観光施設の方向性、目標の設定のお示しがなく、具体性がなく漠然

とした内容と。どこに向かおうとしているのかビジョンが全くもって見えないのが私の感想です。もっと具体性があったりしていいのではないですかということで、4問ほど質問をさせていただきます。

まず、1問目、1ページの町方針の総括の⑦番、毎年度の運営状況等を注視しとありますが、これは注視するだけですか。町民へ開示とかはしないんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

現在、指定管理の公募に向けて整理しているところでありますので、注視はして、町民への開示まで含めてですと、指定管理の公募の部分にもなるかと思っておりますので、公募までに整理していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 2つ目です。2つ目の質問が、2ページのスキー場の方針の2番ですね、規模縮小やリフト廃止による経費削減、ふるさと納税やクラウドファンディング、料金引上げなどによる財政確保などと書いてありますけども、これはふるさと納税とかクラウドファンディング、ガバメントファンディングですね、これに頼るということなんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

町の財政が限られた財政の中で、この施設に投じる修繕費などがあります。そういった中で、例えば1か所当たりで1,800万で収まらない場合があるかと思えます。1つの部分的なもので、例えば2,000万とか3,000万とかかかるかもしれません。そういうところは、やらなければリフトが運行しないとかというようなケースもあろうかと思えます。その場合、やはり町の姿勢として、そういったところは1,800万だからできませんではなくて、ふるさと納税なり何なりで財源を捻出しながら、そこを補填していくようなものを求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 3つ目の質問です。午前中に2番議員のほうから質問の答弁で、課長が来年度の組織編成と答えになっていますけども、今年度はやらないんですか。もっとスピード感を持ってやったほうがいいと考えますが、どうですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

先ほど私が答弁した内容、そのように受け止められたのであれば訂正しますが、先ほど私が申し上げたのは、来年度に向けて今年度中にということでお話しさせていただいたと思いますので、それがそういう話であれば訂正させていただきたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 大変失礼しました。

最後に、4つ目の質問なんですが、ちょっとスキー場から外れるんですけども、13ページ、たかつえカントリークラブでちょっと質問させてください。

規模縮小や削減とほかのスキー場とかは言っておきながら、ここで2番、ゴルフカートに代えて、セグウェイを使ってラウンドする、大変ですね、セグウェイを買うんですか、これは。それと、3番、スノーサウナ、これはどういったことでこういうことを明示しているんですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

こちらの2番に書かれておりますセグウェイを使ってラウンドすることだと思っておりますけれども、こちらについては、1つの案として挙げられているものではあるとは思っております。これ確実にセグウェイを買ってラウンドすることを行うということではないと思うんですけれども、そういった中で、こちらには1つの案として書かせていただいていると思います。

あと、スノーサウナにつきましては、大変申し訳ございません。私ここまで確認をしておりませんでした。失礼いたしました。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 質問は以上なんですが、私が申し上げたいことは、一応、今回のこの改正版、伝わりにくいということを申し上げて、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 町有観光施設の今後の方針について……

○山内 政議長 マイクをそばに持ってきていただけますか。

○3番 湯田剛正議員 ページ数2、町、指定管理者、関係団体などを構成する組織をつくり、スキー場の振興対策について協議をする。そして、4つのスキー場において、最後のほうに、指定管理者や関係者らと協力して官民連携の組織設置、改善策を検討していく組織をつくらと載っていますが、その違いはどんなことですか。組織の違いはどのようなことですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 組織の違いということだと思うんですが、組織に違いはありません。官民連携で進めていくということですので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 最初のスキー場振興対策について協議をする。もう一つのほう、官民連携の組織の改善策は検討する。調べてみたら、意味の違う組織なのですが、と思っているんですけど、どう思っていますか。検討すると協議するは違う意味なんですけど、組織も違くなると思うんですが、どうなんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

我々としては、そこは同じだというふうに認識しています。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 協議をする、調べたんですけど、協議をするということは、協議をする者がお互いに自己の主張をするところについて、相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合う意見を交換をした上で、一定のことを行うこととなっていて、検討とは、物事をよく調べ、考えて、判断したり決定することとなっていたので、調べたので、組織の協議する組織と検討する組織、違うと思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

協議した上で検討あるいは実行まで移していくということで考えているところでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 先ほど南郷スキー場のほうでは団体ができているというお話でしたが、あまりにも団体数が多過ぎて、それは協議はできると思うんですけど、検討までいっているんですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

確かに13団体ということで多いとは思いますが、それぞれの団体の代表者一、二名程度の出席の下、それぞれの団体から意見をいただいて、事務局、あと指定管理者のほうでその実行について協議を行ってきたところでございます。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 それでは、南郷スキー場はできているということで、だいくらはこれからできると、実行する、できるというお話でしたが、どのような人たち、団体を集めて実行に今行動されておりますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

今回、こういった発想の一番のスタートは、やはりつなぐ会の活動が大きかったというふうに、私も、多分議員もご承知かと思っております。メンバーにつきましても、非常にスキー場に強い思いを持っているメンバー、農業やっているメンバー、子育てを一生懸命やっているメンバー、様々なメンバーが、スキー場を何とかしたいという強い思いで集まったメンバーというふうに認識してございます。

それがスキー場の再生に向けて署名を集めてとか、さらには、先駆けて先シーズンにいろいろなイベントをやっているというような幅広い取組を行っておりますので、だいくらスキー場につきましては、まずは何といても核になるのは、私はつなぐ会だというふうに思っております。そこに当然、現指定管理者のだいくらスキー場のスタッフ、さらには観物、観光物産協会のいろんな誘客活動をしているメンバーもやはり加わっていただければ、うまく再生に向けて一体的な取組は広がっていきますので、そういったメンバーを考えてございます。

つなぐ会のメンバーには、商工会の青年部等も入ってございますので、まず、つなぐ会を核にすることによって、私はある程度、町内の幅広い世代、幅広い職種、専門家がそこそこカバーできるのではないのかなというふうに思っております。そこで足りない部分を、今ほど申し上げました観光物産協会であるとか、スキー場関係者であるとか、そういったメンバーで補っていきたいというふうに思っております。メンバー構成については以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 つなぐ会のメンバーの人たち、一生懸命やっているんで、自分の仕事も犠牲にしてまでやっているんで、そういう面で、町の人をもっとフォローして欲しいなと思っています。みんなつなぐ会の人たちも、自分の仕事以外にも一生懸命時間を割いて、アイデアなりいろいろ協力してくれるので、町としても、その負担も減らしてお力添えをして欲しいなと思っています。

次に、9ページの道の駅たじまについてですが、開設から30年が過ぎ、運営のマンネリ化や施設の老朽化などに加え、駐車場不足の問題も抱えながら、マネジメント次第では、さらに

売上げ増加が期待できる施設であることから、計画的な施設の修繕や戦略的な運営の見直しなどに取り組みながら、重要観光施設として継続する。

この現場、私も最初から最後まで施工に関わっておりまして、そこで、問題点で運営のマンネリ化、駐車場不足の問題が分かっているので、その解決方法をお聞かせください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 現段階で、マンネリ化について、こうしたほうがいいという町としての考えは持っておりません。それは指定管理者側があくまで考えていくことなのかなというふうに思っています。

今回の方針では、あくまでこういう現状がある、こういう現状があってこういう問題、課題がある、それを踏まえて今後の指定管理の公募に移っていくという、その指針を出すための計画であるというふうに認識しておりますので、今後、ここに書かれているような問題点を、新たな指定管理に手を挙げる法人、団体等がこれらを受け入れた上で、その現状の打破、経営改善を行っていく計画が出されるものというふうに認識しております。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 今、指定管理者がいるわけで、その現状の運営のマンネリ化のこともあると思うんですが、それに対しての対応、指導はしていないのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えします。

運営のマンネリ化というのは、中小企業診断協会のほうからの指摘も踏まえて、我々も感じているところです。

そういう意味で、今回、株式会社みなみあいつの経営陣が代わりました。社長、副社長、それから取締役1名が代わって、新たに内部から3名入った。それから、外部社外取締役も1名退いて2名入ったというようなことで、組織の若返りと、それから経営のための一歩踏み込んだ組織になったのかなというふうに期待しているところでございます。

そういったところから、それぞれの施設の運営について、町としても課題をしっかりと伝達をし、今後の施設の運営について、ただ管理するだけでなくて利益を出すと。それから、若者に選ばれるような会社になるというような視点を、この前の株主総会のときにも私、発言しましたが、今まで以上に町がしっかりと関わって、会社として社会に貢献できるような第三セクターであるように、引き続き私からも強くプッシュをしていきたいと思います。

○山内 政議長 3 番、湯田剛正君。

○3 番 湯田剛正議員 分かりました。

次に、12ページの山村道場について、そこで一部ですが、やり方次第では利用者や売上げの増加が期待できると載っておりますが、先ほどの話の中から、その理由が、水面下で話が動きがあると言ったので、やり方次第では利用者や売上げ増加ができるという考えと捉えていいんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず1つは、町民の方のご意見の中にも、施設の魅力とそれから立地的な優位性、これはやっぱり素晴らしいというようなことから、まだまだ努力すればできるだろうというようなご意見がありました。

そういった話をいただいて内部でも検討している中で、実は水面下でちょっと関心があるというようなお話をいただいておりますので、指定管理の公募の中で、優秀な会社であればお願いしたいなと、このように思っているところです。

○山内 政議長 3 番、湯田剛正君。

○3 番 湯田剛正議員 疑問に思ったのが、やり方次第で利用者や売上げの増加が期待できるという部分に出てくるんですけど、それ今までやっていなかったのかなと自分は捉えたんですけど、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

不十分だったというふうに私は理解しております。

○山内 政議長 3 番、湯田剛正君。

○3 番 湯田剛正議員 以上で質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（１）町有観光施設の今後の方針についてを終わります。

次に、（２）南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

説明をお願いします。

管財係長。

○湯田昌伸管財係長 総務課管財係長の湯田です。

私からは、本定例会に上程しております議案第71号 南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例につきまして、所要の改正をいたしたく、その内容をご説明させていただきます。

説明につきましては、資料ナンバー2及び条例改正等の説明書にて説明をさせていただきます。

初めに、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。

資料の中央付近にお示ししております説明をご覧いただきたいと思います。本年度、町有観光施設を含めまして24施設でこれらの指定管理期間が満了となることから、主に令和8年度に迎える次期指定管理の効率的な運営を図ることを目的に、それぞれの施設に関する全17条例、それを一括して改正するための提案をさせていただくものでございます。

条例の改正につきましては、資料の右側、改正内容欄にお示ししているとおり、大きく分けて4点ほどございます。1つ目は期間削除、2つ目は税明記、3つ目、その他、4つ目、料金改定となります。

1点目の期間削除でございますが、先ほど資料ナンバー1にて、町有観光施設の今後の方針についてご説明をさせていただいたところでございますが、冊子の2ページにて、現行の町施設管理制度の現状と課題、これらを提起させていただいているとおり、現在、公の施設の運営に際しまして、多様化するニーズへ効果的かつ効率的、さらには施設利用者の満足度を高めるため、民間のノウハウ、アイデアを生かすことを目的に指定管理制度を導入いたしまして、その指定管理期間を5年を限度として運用をしてきたところでございます。

しかしながら、指定管理を受ける民間事業者におかれましては、設備投資や人材確保、育成をはじめ、長期的な営業戦略が立てづらく、利益を上げにくいといった指摘もあることから、指定管理施設が有する機能を効果的に発揮しまして、施設利用者のサービス向上と継続的な運営を可能にするため、5年を超えて指定管理できるよう、条例から指定管理期間を削除するものでございます。

条例の改正につきましては、具体例で申し上げますと、条例改正等の説明書の6ページ、条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

こちら6ページの中段でございます。

第5条関係、林産物展示販売施設条例、いわゆる道の駅たじまの新旧対照表になります。表中、左側の現行の欄、5条に、指定管理による管理の期間を5年間を限度とする規定が設けら

れております。この規定は、ほかの24施設全てに規定されているところでございますが、指定管理期間は条例に明示する必要はなく、既決事項として整理されていることから、これらの規定を条例から削除するものでございます。

資料のナンバー2にお戻りください。

次に、2点目の料金改定でございますが、近年、原油、物価高騰が続いており、これにより原材料のほかエネルギーコストが増加し、指定管理施設の運営にも多大な影響を及ぼしております。こうした状況下において、急激なコスト変動に柔軟に対応できるよう、価格転嫁を見据えた料金に見直しまして、事業継続性の確保、そして質の高いサービスの提供に資するための料金改定を提案するものでございます。

料金改定につきましては、第1条をはじめ7つの条例、11施設にて利用料金の改定を上程しているところでございます。

次に、3点目、税の明記につきましては、料金改定に併せまして、これまで利用料金に対して消費税の内税、外税の明記がなされていなかったほか、鉱泉浴場の機能を有する施設におきまして、入湯税につきましても同様であったため、これらの規定を整理させていただくものです。

条例の改正につきましては、具体例で申し上げますと、先ほどと同じく条例改正等の説明の4ページをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、第1条、南会津町保養所条例の新旧対照表になります。資料の右側の改正欄の利用料金表の下部、備考の6に、消費税及び入湯税の取扱いについて整理させていただくものでございます。

そのほか、資料ナンバー2でお示しさせていただいておりますとおり、第1条をはじめ10の条例、14施設にて、これら税明記の改定を上程させていただくものでございます。

引き続き、資料ナンバー2にお戻りください。

次に、4点目のその他につきましては、指定管理施設を取り巻く状況が変化していることから、現状の状況に即した運営が可能となるよう、条例改正をさせていただくものでございます。

改正する条例につきましては、第9条、南会津町会津田島祇園公園条例、そして、第11条、南会津町会津高原憩の家条例となります。

改正に至る事由につきましては、会津田島祇園公園においては、これまで会津田島祇園会館と一体的な施設管理の中で、観光と住民の憩いの場として運営をしてまいりましたが、本年3月をもって会津田島祇園会館が廃止となったことから、今後の管理を考慮いたしまして、指定

管理者のほか町直営でも管理が行えるよう改正するものでございます。

次に、会津高原憩の家につきましては、鉄道利用者の減少、そして路線バス廃止の影響を受けまして、施設規模を縮小しての運営となっている状況であることから、今後、施設の機能の一つである広告による収入が見込めないことから、利用料金に係る規定を削除するものでございます。

以上、条例改正に係る説明を終了させていただきます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（２）南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例についてを終わります。

次の議題に入る前に、執行部の説明者の準備を行いますので、暫時休憩します。

再開は午後２時15分とします。

休憩 午後 ２時０４分

再開 午後 ２時１５分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（３）大雪農業災害特別対策事業についてを議題とします。

説明をお願いします。

農政係長。

○渡部高志農政係長 農林課農政係長の渡部高志です。

私のほうから、大雪農業災害特別対策事業についてご説明させていただきます。

資料ですが、右上に資料ナンバー３と記載のものをご覧ください。

本事業につきましては、令和７年２月４日以降の大雪により、県内各地でパイプハウス等に甚大な被害を及ぼしました。このことから、福島県におきまして大雪農業災害特別対策事業が創設されたことに伴い、本町においても被害を確認したことから、被災を受けられた農業者を支援し、農業者の営農継続と産地維持を図るため、本定例会に施設復旧等に係る支援の所要額

を計上したのになります。

対象者につきましては、今回の大雪により被災され、今後営農を継続する意向のある町内の農業者となります。

次に、支援内容について説明いたします。

支援策としては、大きく2つに区分されます。

1つ目としては、施設の復旧に係る経費の支援となります。今回被災された施設としては、パイプハウスと附帯設備として灌水設備が該当となり、復旧に要する経費を支援いたします。この復旧経費については、資材費のほか施工費も含めた経費が対象となり、業者からの見積書に基づき支援いたします。補助率としては、県3分の1、町3分の1の合わせて3分の2以内となります。

2つ目は、施設の撤去支援となります。撤去経費の支援としては、被災を受けた面積に助成単価1平米当たり290円を乗じた金額の2分の1を福島県が支援するものです。

この2つの支援策については、いずれも耐用年数を超過した施設設備でも対象となります。

次に、予算計上額でございますが、町、県、JAの3団体合同による現地調査を行い、農業者に本事業を説明の上、事業に取り組む棟数としてパイプハウス60棟としております。また、附帯設備においては、灌水設備を保管していた納屋が雪によって倒壊したことに伴い、灌水設備についても破損したものであり、復旧する灌水設備一式となります。

積算に当たっての単価につきましては、今回被害があったパイプハウスの規格として、間口が5.4メートルのものが多く、パイプの口径、つまり太さが22ミリと25ミリのものがほとんどでありました。このことから、間口5.4メートル、延長40メートル、太さ25ミリ、パイプの間隔45センチのパイプハウス1棟を設置する経費を算出した上で、平米に置き換えた単価を5,800円としております。灌水設備についても、制御盤を含む機械設備類のほか、電気工事費用を算出しています。撤去費用につきましては、福島県が提示した平米当たり290円が助成単価となっておりますので、被災を受けた面積に290円を乗じた金額を支援対象としています。

以上のことから、施設の復旧及び撤去経費を合わせて、総事業費として5,195万6,955円を見込んでおります。この総事業費にそれぞれの補助率を加味したところ、歳入として県補助金1,767万4,000円を見込み、歳出につきましては、県補助金に町補助金を加えた3,420万2,000円を計上したものです。

なお、補助金交付の際においては、被災された施設が確認できる写真のほか、施設復旧に要する見積書を添付資料として提出いただくこととしております。

以上、大雪農業災害特別対策事業の説明となります。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 まず初めに、この災害対策について特別というふうに名称がついているんですが、この特別というふうについた理由は、何か特別に取扱いする理由があるんでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

現在、福島県におきましては、農業等災害対策補助事業というものが既に制度化されておりました。その発動条件が事務所単位でありますと3,000万円、方部単位でありますと5,000万円、ウとしましては全県で1億円という災害が出たときに発動するような内容になっております。そちらの条件としましては、共同購入が条件という形の部分で要綱上は決まっております。今回については18市町村のほうで被害がありまして、パイプハウスにつきましては3,000棟近いというところで、多分、共同購入というのは現実的に無理だろうというところで、今回については枠組みが新たに創設されたものと理解しております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 そうですね。通常、災害対策する一連の部分の中で対応ができれば、特別という言葉は使わないはずですね。

そこでお聞きしたいんですが、これ6月に入ったんですけど、2月の災害が起点になっていきますね。この間、当然、農業を継続する人たちは、復旧やあるいは撤去、これらの事業を開始している人もいるんじゃないかと思うんですが、これらについてどのように対応するのかお聞かせください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

そちらについても、福島県の要綱上は、2月に被災を受けたときから復旧作業に移っていいというような措置になっておりますので、事前着工というようなニュアンスで見えていいかと思いますが、既に着工したものであっても補助対象にするというような取扱いとなっております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 大変そういう意味では、福島県の対応が前進したなというふうに理解をしているんですね。大概、補助事業というのは指令前着工はしてはならない、こういう考え方なんです、つまり、対象となる相手方の立場に立った補助制度、これがある意味では特別であるということだと思えるんですけども、そこで、写真を添付するというお話が先ほどの説明にあったんですが、これらについては、被害者は写真を撮り忘れた、こういう場合も出てくるんですが、この件についてはどう扱いますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

先ほど農政係長からもありましたが、まず、県と町と J A で現地調査をした際に、写真のほうはおおむね撮らせていただいたところです。県の要綱におきましても、その場合の被災した補助を受けたいところの写真がないんだという場合については、町が証明するもので代わるというようなところがありまして、必ずしも写真の添付は必須条件となっていないというところの部分もありますが、基本的には町が合同調査のときに被災状況を確認しておりますので、その際の写真がない場合については、そういったことで証明書を発行させていただければと思っています。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 大変説明を聞いていて小気味がいい答弁が返ってくるというのはうれしいですね。本来、お金を投入したり、あるいはそれを支援したりする場合には、極力当事者側に立って物事を決定していく。ところが、これまでの補助金については、お金を出す側に理由をつくり上げる、こういうやり方なんです。ですから、今回の特別対策事業については、私はとても評価をしています。

その上で、最後に 1 点だけお聞きしますが、この事業は県が自ら進めた事業なのか、それとも、町村のほうを通して要望が上がったからこの制度ができたのか、お聞かせください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、会津総合開発協議会というものがございまして、そちらの首長さんが緊急に県、国のほうに要望させていただいた経緯がございます。そういった点から言うと、自らというものと、地域の声が上がってそれを制度化されたというところの部分です。

もう一つの部分でいきますと、通常は耐用年数というものが必ずしもありまして、パイプハ

ウスには10年というところの縛りがあって、これまではそちらが10年の縛りの中での対応というのがあったのが、そちらも、今回は規模が大きかったというところがありまして、耐用年数も超過したもののでも一応対象にするというようなところについても、そういった活動が酌み取っていただいたものと推測しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうですね。ともすると、県が決めているから、国の決まりがあるから、こういう答弁が非常に多い。それで、私たち住民を代表する議員としては非常に歯がゆい思いをこれまでしてきたんですね。

そこで、今の答弁を聞くと、かなりイノベーションされているなど、こういう理解をしておりますが、今回、私、5月28日に、ある議員を通じて総務省の担当とお会いをしてまいりました。そのときに、いわゆる特区制度についての議論がありましたが、かいつまんで言いますと、総務省の役人4人おられましたが、私たちはこれから総務省として様々な省庁のハードル、壁はありますが、自治体がぶつかっている壁や、あるいは乗り越えなければならない様々な制度、これについて、一つ一つ丁寧に市町村の事情を聞きながら、それを改めていくような取組をしたい、つまり、改革、構造改革をしていきたい、こう申し上げておりましたので、特に政治家である町長においては、我が町が当面する課題に向かって、そういうことをルールに基づいた方法でしっかりとこれから県や国に町村としての実態を申し述べて、町長としての実績をつくり出せるよう頑張っていたいただきたい、こう申し上げますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今、議員のほうからいろいろお話しいただきましたけれども、非常に大切な視点であると思います。できる、できないにかかわらず、やっぱり我々の声を国に届けるというようなことは非常に大切だと思いますし、私もこの前、福島県庁に出向いたときにそれぞれの部長職のところに訪問をして、ご挨拶をしながら町の課題について訴えてまいりました。会津管内の合同の要望活動、さらには郡の要望活動、そして、町が、今後そういったものが出るとすれば、積極的な行動をしていかなければならないということで、今、議員からお話をいただいた中身についてはしっかり受け止めたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 大変前向きな答弁でうれしく思います。

そこで、最後になりますが、私たちはともするとキャリア、いわゆる長い経験をした者をどうしても評価しがちですが、長い経験の中でかたくなな思いを押し通そうとする場合があります。

す。そういう意味では、これからは長い経験も大事なんです、新しい、いわゆる当事者、現場の人がどう理解し、現場の人たちがどういうふうな求めをいわゆる行政にアクションを起こす、このことに視点を置き換えるような考え方をを持った人間を、持った職員をぜひこれから登用していただいて、改善、改革を進めていただきたい、こう申し上げて質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（３）大雪農業災害特別対策事業についてを終わります。

次に、（４）町所有公用車のNHK受信料未払いについてを議題とします。

説明をお願いします。

管財係長。

○湯田昌伸管財係長 引き続き、総務課管財係長の湯田でございます。

私からは、町所有公用車のNHK受信料未払いにつきまして、議案第81号「令和7年度南会津町一般会計補正予算」（案）にてそれらに係る支出額を計上していることから、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

昨今、全国的に新聞報道等で地方自治体における放送受信機つきカーナビゲーションシステムを設置している公用車の放送受信料未払い、これに係る記事が多く取り上げられているところでございます。町ではこれらの報道を受け、本町においても同様の事例がないか、本年3月に所有する公用車のうちカーナビゲーションシステム搭載車両51台を対象に、放送受信機能の有無につきまして調査をさせていただきました。その結果、51台全車が受信機能を有しておりまして、いずれの車両も放送受信契約の締結には至っておらず、未払い料金が生じていることが判明いたしました。

この間、NHKと協議を行いまして、未払い料金について試算いただいたところ、未払い料金の総額につきましては2ページの右端の最下段にお示ししているとおり、647万4,723円になっております。

NHK放送受信料につきましては、放送法第64条に基づき、協会の放送を受信することのできる受信機を設置した者は、協会と受信契約を締結しなければならないと規定されておりまして、受信設備を設置した段階、いわゆる公用車両の登録時点でその支払い効力が発生することとなりまして、資料の1ページから2ページのとおりに、古くは平成21年度の車両登録時か

ら本年度分まで、最大16年間遡り、資料3ページの左側でお示ししている月額受信料、これらを基礎といたしまして支払うこととなります。

なお、本年度からは放送受信契約の締結に至ることから、資料3ページの右側にお示ししているとおり事業所割引が適用されまして、月額が半額となりますので、12か月前払いをいたしますと1台当たり年間6,138円となりまして、令和8年度以降の本案件に関わる支出額につきましては、契約台数に変更が生じないと仮定した場合、年間約31万4,000円の支出が見込まれているところでございます。

今回、公用車のNHK受信料未払いが生じてしまった原因につきましては、放送受信契約の認識不足によるものでございます。

再発防止策といたしましては、新たに公用車を更新する際は、カーナビゲーションシステムの必要性につきまして吟味するとともに、必要性があると判断した場合は放送受信機能がない機器を設置いたします。また、既存の放送受信機能を有した公用車につきましては、車両の登録時期や機器によって状況が様々でございますので、車両ごとにテレビアンテナ取り外しなど受信機能の解除が可能であるか精査させていただきまして、再発防止と支出の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、町所有公用車のNHK受信料未払いに係る説明を終了させていただきます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 質問させていただきます。

もう既に決まったような形ですし、世間的には実際はもう払うというような形の方向性になっているので、ここで苦言というか疑問をちょっと投げかけたいと思います。

年間約60万ぐらいの、それが法人で今回、正規契約したので30万程度になって安くなりましたというような明るい話題のようにも聞こえますけども、公用車、運転すればテレビ見られませんよね。安全機能で見られないんですね。公用車というのは、どちらかといったらAからB、あるいは調査先とか仕事先に行く場合には走っている部分が多いとすれば、テレビとしての役割はかなり、もう1%ぐらいしかないぐらい、テレビ見ている時間がない。走っているときに見られないテレビに対してお金を払うかどうかという世間体の論議を言いたいなと僕は思います。

あと、もう一つ、先ほど法人で60万が30万になるという、団体割みたいなことで下がると。これは大いに結構なことだけれど、テレビ自体の受信機に対して必ずB-CASカードという小さなやつ差してあるはずですね。結局それをNHKと正式に、正式に呼んで、そのB-CAS40枚、このカード分全部集めて、我々はこれ使いませんからよろしくねという部分では、今の段階で見られないわけですから、この部分で言えば、受信不可能な、我々は持っている、これから、削減の分で。ましてや、公用車を使ってテレビを見るなんていうことは、僕自身も、一般家庭は何か自宅が車庫なので、受信料を払ってればテレビは個人の場合はいいいということになっているみたいなので、これについては安心してはいますけども。

ただ、法人の分のこの何か大事件のような、本当、大事件なんですけど、ここの分は半額じゃなくて、ぜひ見ないという部分で、後でもできますから、つまり、そのカードを返せば絶対。正式に返せばいいですよ。四十何台見せて、これを見てください、通し番号何番のやつのB-CASカードということでリストで挙げて、しっかり挙げて、壊すなり、NHKにせっかく、のしでもつけて返す。ゼロ円にしましょう。これも可能ですから。いや、それは、あっちは受けるかどうかは分からないけど、我々は公務で行っているときにテレビなんか見ている暇はない。それはしっかりと伝えてほしいなと。考えはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

まず、B-CASからなんですけど、B-CASを抜きましても、フルセグは映らなくなるんですが、ワンセグの受信が可能ということで、例えば、それは携帯でも映ればそれが対象になりますので、まず、B-CASを抜いたり返したりすることでこの支払いを逃れることはできないということでした。

また、実際見られないという話ではございますが、まず受信できる機能があればお支払いの対象になるということで、これも事前に確認した上で今回このような形になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 多分そうだね。調べて、調べ尽くしてこういうふうには報告書を作っているの、単なる愚痴にしか聞こえなかったと思いますけども、ただ、いろんなやり方があるから、今後、入っていないものをこれから入れていくというような方針もありましたけど、ぜひこの部分は、もっと全体論で言えば、この日本中にある自治体がこういう寝言のようなこ

とで遡って、5年の時効も気にはなったんですけど、普通は5年で請求はしないはずだし、ディーラーとやる段階で何で契約しなかったんだ、ディーラーの責任はどうなんだとか、この分で言うと、責任というのは、自治体だって気がついたのは、最近話題になったということは、ディーラーが売ったこの平成の昔に遡って言ってやってほしいと思う。

だから、そんな意味では、いろんな手法を多分調べてほしい。それだけ言わせてもらって。どうぞ、意見言ってください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、5年の時効につきましても我々も調べさせていただきました。それが適用されるのではないかとということで調べさせていただいたんですが、今回新たに発見されて、新たに契約、今回しますので、今回の契約が起点日になりますから、5年間の法的に逃れる期間というのは今から発生しますので、駄目ですということでの判断でございました。

以上です。

○13番 湯田 哲議員 理解しました。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私もこの件についてはちょっと疎いところがあって、よく分からないんですが、町がこれだけの金額を議会に提示するというのは、それなりに精査はされたと思うんですが、つまり、これから契約をするというから起点が今になるんだということですが、つまり、請求というのがあったんでしょうか。それとも、請求するすべはなかったということなんでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

毎年NHKさんのほうから、例えばこういうところについているテレビもそうなんですけど、施設に何台ありますかという、今登録してある一覧の中で、南会津町にこの台数が登録されていますが、変動ありますかということでの通知が来ておりました。これが大体10月頃、これは昨年の10月頃来ておったんですけど、それに基づきまして、その年に増えた分、減った分を調査をしましてNHKさんのほうに報告をして、その台数によって請求が来るというような流れでございましたので、改めて登録というか請求というよりも、そういった台数の調査があって、それに基づいて請求されるというような形でございまして、多分過去から振り返ります

と、恐らく合併する前から、テレビについては町として、ほかの自治体もそうだったと思うんですけど、その報告の対象に入れていなかったということが今回の原因だというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうすると、そのナビゲーション付きの自動車、いわゆるTV機能のついたものが設置されたということを、それについても受信料がかかるというのはどこかで説明があるはずでしょう。法律が変わる、あるいは法律に加えられるという、対象物が加えられるという。それはNHKのほうではどう説明をされているのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 恐らくなんですけど、法律が変わったわけではなくて、いずれ過去から放送機能があるものにつきましては、NHKの支払い対象であったということだというふうに理解しております。ただ、我々も報告をしていなかった。ただ、それはずっと気づいていなかったものですから、先ほどのとおり、他の自治体の報道によって我々も、私も昨年の報告の中に車の台数まで入っていた記憶がなかったものですから、報道があった時点で、そういえばこれ抜けているんじゃないかなということで、改めて台数を精査しまして、NHKさんと協議して初めて我々も分かったという状況でございますので、法律がいつか変わったりとか、NHKさんもそれに基づいた請求というのは、請求行為ですかね、その辺はいずれ、過去からずっとなかったというふうに理解しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 何か総務課長の答弁はNHKの肩を持ったような答弁の仕方をしているようにしか聞こえないんですが、この受信料を仮に徴収しなくても、NHKは何の損失にもなりませんよ、明らかに。もともとそれは報告、総合報告の中にはなかった行為です。ですから、このことについては放送法の第何条に決まっていて、いわゆる根拠となる法令というのはどこを見れば分かりますか。教えてください。

○山内 政議長 管財係長。

○湯田昌伸管財係長 お答えいたします。

NHKの受信料、それに基づく根拠でございますが、先ほど説明をさせていただいたとおり、放送法第64条、こちらに、受信機を設置した者は協会と受信契約を締結しなければならないと規定がございます。こちらに基づいて今回支払いをするものでございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 じゃ、受信機という認識ですけど、受信機というのは何をもって受信機と認識していましたか、今まで。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 受信機が何かというのは、我々もあまり意識はしておりませんでした。ただ、結果として、テレビが映る機能があれば、それは受信機とみなされるというような、そんな判断だというふうに理解しております。

また、先ほど、私もNHKの肩を持つわけではないんですが、できれば払いたくなかったものですから、いろんなことを調査した結果、このような結果になったものですから、その内容について説明をさせていただいたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 ちょっと行き過ぎましたので、それは謝罪をしておきますが、どうも話が、いわゆる結果ありきの話なんですね。政治の世界というのは、行政は決まったレールの上を脱輪のないように進みます。しかし、政治はそうではないんです。政治は、それを現実と照らしながら、いわゆる慣例、生活慣例というのはあるわけです。私たちが通常、受信機といえば、一般家庭でいえばテレビですよ。テレビの設置ですよ。一般家庭の場合は、テレビのいわゆる受信料を契約で払っているから、車のナビゲーションのものについては受信料を払う必要がない。役場だって、町だって、テレビの受信料を払っているじゃないですか。違うんですか。ここはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 町のも払っております。各家庭であれば、1 契約で何台あっても大丈夫なんですけど、事業所につきましては1 台ごとに全て契約というふうになってございます。それに併せまして、先ほどのとおり台数の調査がありまして、その台数によって、掛ける受信料が発生するといったところになってございます。事業所につきましては、車も、例えば携帯も、その機能があれば支払い対象になるというような、先ほどの法に定まっておりますので、その規定に基づきまして支払い義務が発生するというような判断でございました。

以上です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 分かりました。これはここでこれ以上議論を深める可能性はありませ

るので、私は一議員として、政治家として、今後この問題について別途追及、あるいは調査を進めたいと思いますので、ここで終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 この問題が報道されたときに、私もこれは大きな問題になるんじゃないかなというふうに思って、ずっと見てきました。やっぱりこの南会津町にも同様な問題があったということで、今回この案件が出てきまして、私もネットでいろいろ調べたんですけども、本当に全国津々浦々多くの自治体が同様なトラブルを起こしている。これは今も話ありましたけども、自治体の責任というよりはもう制度上の欠陥というふうに思うんですね。

総務省の法令によって定められているところなので、ほとんど多くの自治体はもう淡々と支払いを進めていると。何か抜け道はないかなということで私も調べてみたんですが、とうとう見つからなかったというようなことなので、ただ、やっぱりこのようなことをやっていると、NHKはこの後、嫌われてしまうんじゃないかなとか心配するわけで、できれば本当に自治体が力を合わせて、やっぱりこの理不尽な問題を何とか解決するような方向に動き出すということも必要かなと思います。

今回、これだけの税金を投入して支払いに充てるということですから、それがやっぱり町民に対する1つの説明かなというふうに思いますので、そこはお願いしたいなと思いながら、ちょっと確認も含めての質問なんですけど、先ほどの説明あった中で、事業所割引があったんですが、これは令和7年度の分でしか該当しないのかと。昨年度までの分については割引されていない金額があるんですが、これは昨年度までの分については該当しないというようなことでよろしいですか。

○山内 政議長 管財係長。

○湯田昌伸管財係長 お答えいたします。

こちら事業所割引につきましては、本年、7年度からNHKと契約を締結いたしますので、契約して、さらに1年間一括して払った場合に適用になるということで、令和7年度以降からこうした割引が適用になるという形になります。ですので、令和6年以前のものにつきましては、こうした割引、契約締結していないという状況から、先ほどの資料の3ページのほうに記載されております受信料の月額、これに応じて支払うという形になっております。

以上でございます。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういうことになってしまうのかというふうに思って聞きました。

いろいろほかの自治体の様子を調べて、ちょっと気がついたところがあるんですけど、今回、南会津町51台全車で647万ですか、ということなんですが、調べていくうちに、台数が少ないのにこの640万よりも多い自治体とか、あと、台数が多いのにこの640万より少ないという、そういう金額にかなり差があるというふうに気がついたところがあるんですが、これは何か理由があるのかなと。契約年数によっても、長く乗っている車をいっぱい持っていれば、その分増えるのかなとも思いながら、原因としてはそれしか私は思いつかなかったんですが、ほかに何か、ほかの自治体と連絡取り合って、何かそういう部分で違いの生じる理由、原因なんかがもしあれば、教えていただきたいと思いますが。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

台数が多くても金額が少ないというのは、恐らくですが、短期間でもう少し車を乗り換えている可能性もありますし、例えば、リースで5年ぐらいでの更新をしているという自治体もございますので、そういったことではないかなというふうに推察いたします。ただ、ほかの自治体と連絡を取り合って、この金額を見比べたということをございませんで、恐らくそういったことではないかというふうに推察いたします。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

それから、自治体によってはカーナビの部分だけではなくて、公用で使用している携帯、携帯に入っているワンセグについても支払い料金が発生して、それが結構な金額になっているということがあったんですが、やぶ蛇にならないようにとは思いますが、この辺については、携帯のワンセグ関係などは今回はなかったということよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

公用で携帯を契約していることはございませんで、この対象はなかったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ちょっとほっとしました。

それでは最後に、今回こういったことが出てきたわけなんですけど、これを町民に対してはどのような形で説明をしていくのかというような部分では、どのようにお考えでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

この内容につきましては、この議会全員協議会が終わった後に新聞社さん、記者クラブさんのほうへプレスリリースを考えておりまして、その中で周知というんですかね、そのような形を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 町の広報とかを利用してというのは考えてはいませんか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 現時点ではその方向までは考えてございませんでしたが、少し内部で協議させていただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 結構全国的に話題になっていることですので、これもやっぱりしっかりあらゆる機会を捉えて説明していくということが重要なのかなと思いますので、ぜひその辺は要望しながら、質問を終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（４）町所有公用車のNHK受信料未払いについてを終わります。

町長からの協議議題は全て終了しました。

執行部の皆さんは退席となります。執行部の皆さん、ご苦労さまでした。

この後の会議は議員のみで行います。議員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午後 2 時 5 8 分

再開 午後 2 時 5 9 分

○山内 政議長 次に、（５）南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

事務局長に説明させます。

議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 議会事務局長の渡辺です。

私のほうから、南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料につきましては、議席のほうに配付しておりました資料５のほうをご覧いただきたいと思います。横長の資料になります。

改正の理由につきましては、標準町村議会傍聴規則の一部が改正されたことに伴いまして、傍聴人の定員や手続、傍聴席に入ることができない者及び傍聴人の守るべき事項について、近年の社会情勢に合わせるための所要の改正を行うものでございます。

下の表の新旧対照表でご覧いただきたいのですが、まず傍聴席の定員なんですが、現行50となっておりましたが、実際にこの後ろの傍聴席の椅子の数をカウントしたところ、45席でございました。うち4席が報道席となっておりますので、一般席については41人に改正するという内容でございます。

あと、その下の第５条の第５項、第６項につきましては文言の整理で、「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」という内容で文言の統一を図る訂正でございます。

次に、裏面の２ページになるんですが、こちら第７条で傍聴席に入ることができない者ということで、改正前ですと、かなり細かく物品等、物を指定しておるんですが、今回の改正では「議場に現存する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者」ということで文言を細かい内容を整理させていただきまして、改正前見ていただきますと、「笛、ラッパ、太鼓」とか、第６号になりますと「げた、木製サンダル」ということで、近年の情勢を考えますと、そういったものを持ち込む方はなかなかいないだろうということで、文言の整理で改正をさせていただいております。

そのほか、中段以降に、新しく４号のほうで「会議を妨害し」となっているんですが、改正前は「議事」ということで、議事以外の全体の会議、例えば選挙ですとか、そういった会議も全て包括するように改正をしております。

次に、傍聴人の守るべき事項につきましては３ページになります。こちらにつきましても、近年の社会情勢に合わせまして文言の整理をさせていただいております。こちら、示威的行為をしないことという大枠を定めまして、細かいものについてはそこに含まれるという運用の

ほうに変えさせていただいております。

あと、大きな点としまして、第8条第1項、第2項になるんですけれども、「携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにする」という規定に改正しております。現行ですと、携帯電話等のという、スイッチを切っておくとなっておりますが、現在の社会情勢ですと防災情報の受信ですとか緊急連絡等もございますので、音を出さないようにしていただいて持ち込んでも可能ということになっています。なお、第4号になるんですが、通話を含めまして写真の撮影、録音、録画、こちらにつきましては、議長の許可を得た者以外はできないということになっております。

大きくはそのような改正になっております。

なお、適用といいますか施行日なんですが、この規則は公布の日から施行するということで、現在開会中の、会期中の議会、本定例会についてはまだ適用されませんので、定例会閉会後に公告をいたしまして、次の臨時会もしくは定例会から適用するということを想定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 傍聴人の定員なんですが、50人から41名、うち報道が2名、個人2名ということなんですけれども、大分大差があるんですが、ここをもともと造るときからの椅子の数とか、そういうものははっきりしていると思うんですが、それだけの増減あってよろしいんですか。

○山内 政議長 事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 お答えさせていただきます。

恐らく旧庁舎の頃の数そのままカウントされていて、改正がなされてこなかったのかなということを想定しております。私もちょうど代わりまして、実際に幾つあるんだろうかということでカウントしました。その結果、今の席は45ございます、全部で。そのうち4が報道になっています。4席は報道になっていまして、一般の席としては41という数になっていましたので、現状に合わせた改正ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 定数については分かりました。旧来の古い議場の数ということだと思うんですが、一般傍聴人の定数というのは報道陣を含めてということではなくて、ほか報道陣 4 名ということで見ていいんですか。全てが全部で 45 名ということにはならないんですか。

○山内 政議長 局長。

○渡辺健二議会事務局長 お答えいたします。

まず、傍聴席の区分についてなんですが、ちょっとここには記載ないんですが、第 2 条のほうに傍聴席の区分という条項ございまして、傍聴席は一般席及び報道関係者席に分けるという規定がございますので、それに合わせまして、一般席については 41 ということになっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○2 番 芳賀正義議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、事務局長説明のとおり改正し、今定例会閉会後に公告し、次回の本会議から適用しますので、ご了承願います。

これで（５）南会津町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを終わります。

次に、（６）南会津町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局長に説明させます。

議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 引き続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

資料につきましては、ナンバー 6 になります。

南会津町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令ということでございまして、改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

この法律につきましては、本日の午前の本会議でもありました委員会提出議案第 3 号の条例改正に付随する施行規程の改正でございます。先ほどの説明でもございましたとおり、いわゆるマイナンバー法の改正によりまして、紙の保険証が廃止でマイナンバーカードに統合されるということに伴いまして、規程の改正を行うものでございます。

内容につきましては、こちらの下の新旧対照表のほうにございます。

現行と改正で、1 ページをご覧くださいと、「保険者番号及び」というものが削除されております。

次に、条例と同様に法律のほうの条と項の番号が変わっていますので、参照する規程の条文についての改正を行っております。

あとは、様式についてなんですが、3 ページ、4 ページにわたって書いてありますが、様式にあります確認用の書類のチェック欄として、「健康保険の被保険者証」というものが削除されるという内容になっております。主にマイナンバーカードと保険証の統合によります改正ですので、ご理解いただきたいと思います。

こちらにつきましては、施行につきましては公布の日からとなっておりますので、同様に本会議終了後に公布いたしまして、今年の4月1日に遡って適用したいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

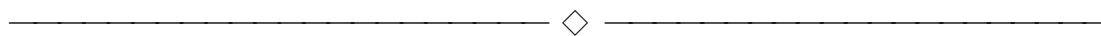
○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、事務局長説明のとおり改正し、今定例会閉会後に公告し、本年4月1日から適用しますので、ご了承願います。

これで（6）南会津町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令についてを終わります。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、協議議題は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和7年第4回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時11分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政